

新島学園短期大学紀要 第31号 143頁－157頁 2011

〈研究ノート〉

群馬県の社会的養護の現状 その2

— 社会的養護の退所の現状 —

亀 井 聡

The Present Condition For Children's Social Care
in Gunma Prefecture Vol.2

— The Present Condition On Social Care leave —

Satoshi KAMEI

*Nijima Gakuen Junior College
Takasaki, Gunma 370-0068, Japan*

第1章 目的及び分析方法

1. 1 はじめに

今日の社会的養護における支援の在り方が問われている。それは、家庭支援専門相談員の創設、虐待防止ネットワークから地域要保護児童対策協議会の設立という流れで分かるように、社会的養護の対象となる児童への早期発見、関係機関の連携強化等総合的かつ重層的支援すなわち社会的に支援することを目指している。

そして社会的養護への社会的支援は、退所児童のその後の生活を支えるためことも含まれている。

筆者は、2008年度以降児童養護施設の退所児童に関する研究¹⁾では、家庭復帰には、入所児童及びその保護者が抱えている問題が解決または軽減され家庭復帰する問題解決型と保護者の強い引き取り希望等の抱えている問題を解決できないまま家庭復帰する問題未解決型家庭復帰があり、後者が、家庭復帰に占める割合が多いことを報告した。そして昨年度の研究報告²⁾では、群馬県の社会的養護の入所状況は、児童相談所の一時保護率が1997年～2007年において4%前後とほぼ一定であり、施設入所率も1.5%～2.3%であった。そしてこれらは地方公共団体の社会的養護への取り組む姿勢が問われていると報告した。

今回は、昨年度に続き群馬県の社会的養護の退所児童の現状について児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設の退所の現状について報告することにする。

1. 2 退所

退所とは、措置の解除であるが、入所措置は児童福祉法に基づいた行政処分であるが、措置の解除には法的根拠はない。しかし児童相談所運営指針によると措置の解除とは、社会的養護に入所中の子どもが保護者のもとに復帰し、自立あるいは他の法律の保護を受ける等により、児童相談所における措置を終結することである。それには児童相談所の判断が優先されるということになる。

また 措置の解除以外にも措置停止、措置変更もある。措置停止は措置の一時中断であり、措置を変更あるいは解除の検討をする目的で一時保護する場合や家庭引き取りの適応状況を見る場合に用いる等である。措置変更は、措置の重要な部分の改更を意味し、社会的養護の場合、措置中であっても他の種別施設等への変更や同種の他の施設等への措置等であり、具体的には養護系施設から治療系あるいは障害系施設への変更や養護系施設から里親委託あるいは兄弟姉妹が別々の児童養護施設に入所しているために子どもの最善の利益に観点に立ち、兄弟姉妹を同じ児童養護施設に入所させる等々である。さらに、措置の解除には、児童相談所運営指針によると児童福祉施設

等の長からの届と児童相談所長が職権で行う場合がある。どちらにおいても児童相談所長は、現に子どもを保護している施設の長の意見を十分に聴かなければならないと児童福祉法施行令第28条に規定してある。

1. 3 社会的養護の自立支援における退所の位置づけ

障害系施設を除く社会的養護は児童福祉法で退所後の相談その他の援助が行うことが規定されている。また 児童福祉施設最低基準では、自立支援計画の作成において家庭の状況を勘案して自立の支援のための計画を作成しなければならない。

入所が決定した段階から退所後の支援を含めた自立支援のための計画を作成することは、退所後の継続的な支援を計画的に行うことを意味し、それは子どもの権利条約前文に掲げられている子どもの発達のために家庭的環境の下での幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中での養育が退所後それぞれの家庭でできるように援助に結びついていると思われる。

家庭復帰以外の退所に関しての社会において個人として生活するため援助を退所後行うことためである。

退所は、ただ単なる措置の解除ではなく、退所後の継続的かつ総合的な援助を行うための出発点である。

1. 4 目的

退所の問題は、1 機関や施設の問題ではなく、退所後の子どもあるいはその家族の援助のための出発点と捉えるならば、社会的養護における退所に関する調査研究は非常に重要である。

さらに、退所に関する研究は、施設が行っている援助の検証をする上で重要であり、地域要保護児童対策協議会を通して関係機関と連携し、退所後の総合的かつ重層的な援助をしていくためにも重要である。

本研究は、退所後の総合的かつ継続的な援助を行うための基礎資料にすることを目的とする。

1. 5 分析方法

前回の分析と同じように、平成9年度から平成19年度までの群馬県の相談所が毎年公表している事業概要を利用し、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び里親委託の退所児童数及び退所形態に単純集計及びクロス集計を用いて分析する。さらに、群馬県の某児童養護施設における同一時期の退所形態に関して単純集計、クロス集計を用いて分析する。

第2章 群馬県の社会的養護における退所の現状

この章においては、まず児童相談所が公表している事業概要に基づいて退所児童の実態、退所児童の退所理由等について分析する。

2.1 県内の社会的養護の定員数

1990年代初頭から児童虐待問題が社会的な問題になり、前回報告したように県内の児童相談所における養護相談をはじめとする虐待相談、性格行動相談件数が増加し、社会的養護への措置入所が増えている。それに伴って県内の施設の入所定員数に関しても変化が見られようになった。

乳児院は、平成16年まで2施設で35名の定員数であったが、平成17年に1施設が新設され、3施設で総定員数は48名になった。そして児童養護施設（以下 養護施設と略する。）は6施設総定員数が346名の体制が続いていたが、地域小規模児童養護施設の制度の創設に伴い、多くの児童養護施設が地域小規模児童養護施設を新設した。現在6児童養護施設及び4地域小規模児童養護で総定員数が396名まで増員された。治療系施設に目を向ければ児童自立支援施設（以下 自立支援施設と略する。）は、1施設60名定員で運営されていたが、平成17年から定員数が54名に減員された。情緒障害児短期治療施設（以下 情短施設と略する。）は平成18年に1施設が開設され、入所部門の定員が38名、通所部門15名計53名で運営されている。

平成9年における社会的養護の養護系、治療系施設の総定員数が441名から平成19年には549名にまで増加した。養護系施設の定員が63名増員され、治療系施設の総定員数は45名増員されたことになる。

2.2 退所児童の実態

群馬県における児童相談所が平成9年～19年に養護系施設、治療系施設及び里親から措置解除した児童数は、表2-1で示しているように、増加傾向にある。

退所児童数の増加は、2.1で述べたように受け皿である社会的養護の定員数が増加すれば当然退所児童も増加する。また平成19年度「社会的養護施設に関する実態

表2-1 県内の児童相談所における社会的養護の退所児童数の推移
(知的系施設を除く)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
退所児童数	120	140	131	146	147	177	126	118	156	166	208

註) 県内の児童相談所が県外の施設へ措置し、その施設を退所した児童含まれている。
出所：平成10年版～平成19年版事業概要（群馬県中央相談所以下2児童相談所合同）

調査結果中間報告書（抜粋）」³⁾によると社会的養護の入所児童の入所期間が、表2-2で示しているように、養護施設を除く3施設の平均の入所期間は、1年～2年であり、児童養護施設は約6年である。

表2-2 全国の社会的養護在籍児童の平均入所期間

	乳児院	養護施設	自立支援施設	情短施設
平均入所期間	14.22ヶ月	57.19ヶ月	13.45ヶ月	23.46ヶ月

出所：第62回全国児童養護施設長研究協議会別冊資料 p27 平成20年11月

このような数値は、家族再統合の考えが浸透し、家庭復帰が積極的に行われていると推察することもできる。一方、乳児院のように（法的には、幼児までの在籍することが可能であるが、）概ね2歳前後で一つの目安し継続的援助の方向性を決定されると思われる。また、乳児院のように（法的には幼児までの在籍させることが可能であるが、）一定の年齢まで入所させ、その年齢以降は他の社会的養護に委ねるすなわち措置変更するので、入所期間が短い場合もある。

2.3 施設別の退所実態

ここでは、退所児童数の実態を種別の施設に関連させ、施設ごとに考察することにする。（但し 情緒障害児短期治療施設は除く）退所理由の内訳は、事業概要によると養護系施設や治療系施設は「家庭復帰」、「就職」、「措置変更」、「その他」であり、里親はこれらに加えて「養子縁組」が含まれている。

表2-3で示しているように、退所児童の多くは、児童養護施設からの退所である。養護施設の定員総数が他の施設よりもはるかに多くので、退所の対象となる児童が多い。

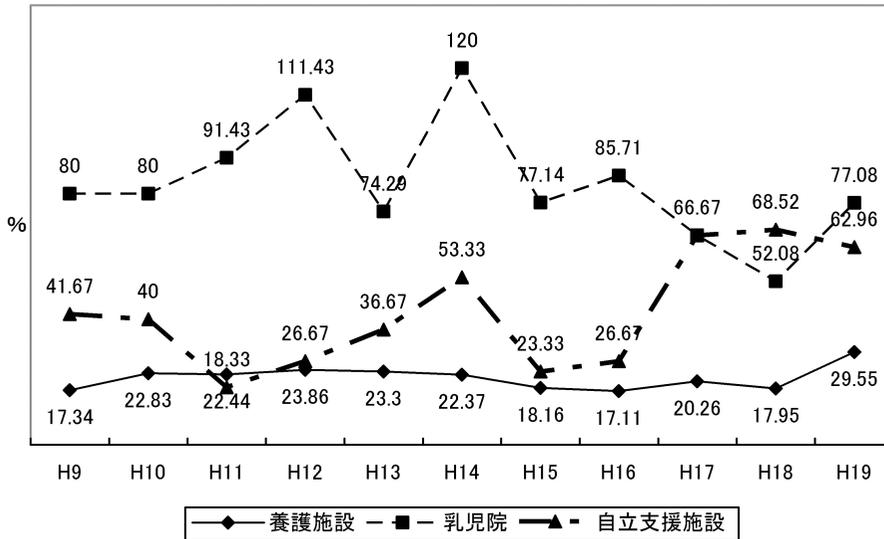
また入所している児童の年齢層も最も広い。それは退所の方向性も他の施設よりも広いためである。同じ就職による退所であっても中学校卒業での就職、高等学校卒業、職業訓練学校卒業時にあるように、家庭復帰にも同様なことが言える。

里親委託からの解除に関しては増加傾向であり、特に、平成13～15年そして17、18年は退所児童の10～15%を占め、平成18年約15.4%であった。

表2-3 県内の児童相談による退所児童数の種別施設等の内訳

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
養護施設	60	79	79	84	82	85	69	65	79	70	117
乳児院	28	28	32	39	26	42	27	30	32	25	37
自立支援施設	25	24	11	16	22	32	14	16	36	37	34
情短施設	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
里親	7	9	9	7	16	18	16	7	19	24	15

出所：表2-1と同じ



出所：表2-1と同じ

図2-1 各施設の総定数における退所児童の比率

また 図2-1は、各施設の総定員数における退所児童の比率を表したものである。乳児院における退所児童の比率は、他の施設と違い非常に高く、平均約83.3%であり、平成12年と14年は、定員総数を超える退所児童数である。平成12年は県内の虐待相談件数数が前年より約1.7倍に増えた。平成14年の同相談件数は前年より微増であるが、親子分離、施設入所させなければならないケースが多かったと推測される。事実 両年の入所児童数は総定員数を超える乳児が入所している。

自立支援施設は、平成16年までは18~53%と総定員に対する退所率の幅が大きい。しかし 平成17年以降は定員が1割減になったが、退所児童率が定員の60%を超えている。これは、乳児院同様退所児童数に近い数自立支援施設に入所している。平成17年以降、定員数に対する入所率は68.5%、48.1%、55.6%であり、表2-1が示すように、短い入所期間を通しての入退所が繰り返されているということになる。

養護施設は、他の施設よりも総定員数が多いため、退所児童数が最も多くても退所率は低い。しかし 平成19年には前年の1.7倍増の120名近い児童が退所した。

次に、乳児院、養護施設、自立支援施設並びに里親の退所理由すなわち退所の方向性について個々に考察する。

第3章 各施設等の退所理由

2. 3で述べたように、養護系施設の退所理由は、家庭復帰、措置変更としては乳

児院の場合は、養護施設、母子生活支援施設、障害系施設への措置変更そして里親委託の3つ方向性が考えられる。養護施設は家庭復帰、就職そして兄弟姉妹が別々の施設を同一施設への措置変更もあれば、何からの理由によって他の養護施設への措置変更もある。そして乳児院同様に母子生活支援施設、障害系施設、里親委託の措置変更、児童の問題行動による治療系施設への措置変更等がある。さらに、知的障害の成人施設への移管もある。

自立支援施設も家庭復帰、就職、養護施設への措置変更、さらに国立の自立支援施設への措置変更がある。里親委託は、養育里親から養子縁組そして就職、施設への措置変更としては養護系、治療系、障害系施設への措置変更、そして実親への家庭復帰もある。

3.1 乳児院

県内の乳児院の退所理由は、平成9～19年を平均で見ると家庭復帰が約46%、措置変更が48%、その他が約6%である。そして乳児院の退所理由の推移は、表3-1の通りである。

表3-1 乳児院における退所理由の推移

単位：%

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
家庭復帰	42.86	50.00	37.50	43.59	42.31	40.48	44.44	66.67	51.61	52.00	35.14
措置変更	50.00	46.43	62.50	43.59	57.69	45.24	48.15	30.00	41.94	48.00	51.35
その他	7.14	3.57	0.00	12.82	0.00	14.29	7.41	3.33	6.45	0.00	13.51

出所：表2-1と同じ

総定員数より多い退所児童を出した平成12、14年そして平成19年では、退所理由においてその他が10%を超えている。これは、家庭復帰の適応状況を見るために措置停止を行なったと考えられる。措置変更が約半数であるが、里親委託よりは、養護施設への措置変更が大半であり、養護施設に適応する年齢に達すれば機械的に養護施設に措置変更したと推察される。

乳児院から養護施設へ措置変更される子どもは、思春期までの多くの時間を施設で過ごすことになり、それが他律的な要因で決定され、そして可能性が制約され、社会的に不利な状態すなわち貧困になりやすい。

乳児院入所時にパーマシシーケアの観点に立った自立支援計画、そして養護施設への措置変更時に再度アセスメントを行い、自立支援計画を行うことが重要と思われる。

3. 2 養護施設の退所理由

養護施設の退所理由の推移の特徴としては、表3-2で示しているように家庭復帰が平成9年の38.33%から平成17年以降60%前後へと増加していることである。これと相まって就職による退所が平成9年の26.67%から7%台に減少した。

表3-2 養護施設における退所理由の推移

単位：%

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
家庭復帰	38.33	41.77	54.43	47.62	57.32	51.76	56.52	52.31	60.76	60.00	58.12
就 職	26.67	17.72	21.53	7.14	12.2	11.76	17.39	20.00	12.66	7.14	7.69
措置変更	20.00	25.32	13.19	35.71	17.07	10.59	10.14	7.69	13.92	12.86	11.11
そ の 他	15.00	15.19	10.13	9.52	13.41	25.88	15.94	20.00	12.66	20.00	23.08

註：その他の中には、成人施設へのケース移管も含まれる
出所：表2-1と同じ

これは、家族の再統合が社会的養護においてファミリーソーシャルワークが浸透してきた現れと考えられる。しかし 措置されている児童の全てがすべて家庭復帰できるわけではない。社会的養護施設に関する実態調査結果中間報告書によると養護施設において「家庭復帰に見込みがある」と判断されているには、14.7%であり、「当面見込みはないが復帰に向けて調整中」が27.0%、「家庭復帰困難は見込みなし」は52.4%となっているように、家庭復帰の見込みが極めて低い子どものパーマネンシーケアをどのようにしていくかが今後の養護施設の大きな課題になるとと思われる。

パーマネンシーケアの一つとして措置変更を考えるべきではないだろうか。

県内の養護施設での措置変更は、平均16.21%であるが、減っていると思われる。一般的な措置変更の方向性としては前述したようにパーマネンシーケアの観点に立った里親委託、障害を有する子どもで障害系施設での生活が子どもの最善と考えての障害系施設への措置変更、施設内外で問題行動を起こし、児童自立支援施設への措置変更等がある。

筆者が行った調査⁴⁾によると、養護施設において平成8年以降の里親委託への措置変更は、退所の僅か8.5%であった。養護施設からの里親委託への措置変更は、安易にできるものではない。しかし パーマネンシーケアの視点すなわち継続的なケアを考慮した自立支援計画が求められる。

また その他による退所も近年増加しているが、保護者のもとで子どもが暮らすための支援を計画作成当初から当事者である子どもやその保護者等を参加させ、作成するとともに地域要保護児童対策協議会での綿密な検討等を行えるかが今後の課題であると思われる。

3. 3 自立支援施設の退所理由

自立支援施設の退所理由も養護施設と同様な傾向が見られる。表3-3で示しているように、家庭復帰が増加し、就職による退所が減少している。

表3-3 自立支援施設における退所理由の推移

単位：%

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
家庭復帰	20.00	54.17	72.73	37.50	22.73	50.00	64.29	56.25	69.44	59.46	50.00
就職	32.00	8.33	0.00	12.50	22.73	12.50	28.57	0.00	5.56	0.00	0.00
措置変更	44.00	25.00	18.18	25.00	40.91	25.00	7.14	18.75	13.89	18.92	11.76
その他	4.00	12.50	9.09	25.00	13.64	12.5	0.00	25.00	11.11	21.62	38.24

出所：表2-1と同じ

措置変更に関しては自立支援施設の場合、養護施設への措置変更と国立の自立支援施設への措置変更が考えられる。特に、養護施設への措置変更の場合治療的援助が終了したが、家庭復帰が困難であるために機械的に措置変更をするのではなく、社会において個人として生活に向けてどのように養護施設で支援するかということも含めて検討する必要がある。さらに自立支援施設での治療的援助が自立支援施設においても公教育が導入されているが、子どもの学習に遅滞があることは否めない。教育的支援をどのように進めていくかも含めなければならない。

その他による退所も家庭復帰の適応状況を見るためと自立支援施設を無断外出し、所在不明の期間が長ければ措置停止になると思われる。

自立支援施設の家復帰の場合、先にあげた乳児院や養護施設以上に自立支援計画の作成の段階から家庭復帰に向けての継続的な援助及び地域との連携についての検討がなされなければならない。

3. 4 里親委託の退所理由

平成14年以降の里親制度の改革によって社会的養護の補完的役割から1. 3で述べたように、家庭的環境の下での幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中での養育の担い手と位置づけられた。

里親委託の解除理由の中で最も多いのは、養子縁組であるが、平成17年の児童福祉法改正で養子縁組を前提にする里親と養育里親が区別された。平成17年を境に養子縁組の割合を比較すると同年以前までの平均42.46%であったが、同年以降は平均27.66%と減少している。

これは養育里親としての里親制度が定着し始めていると考えられる。

これとは逆に、家庭復帰、措置変更、就職を理由にした解除が減少している。家庭復帰、措置変更は何らかの理由によって子どもが里親不適応等を起こし、家庭に戻る

表3-4 里親委託における解除理由の推移

単位：%

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
家庭復帰	14.29	11.11	0.00	0.00	12.50	16.67	18.75	42.86	5.26	20.83	33.33
就 職	14.29	33.33	22.22	0.00	6.25	5.56	6.25	0.00	5.26	8.33	0.00
措置変更	0.00	11.11	11.22	57.14	18.75	22.22	18.75	14.29	26.32	50.00	26.67
養子縁組	71.43	33.33	44.44	28.57	56.25	33.33	43.75	28.57	26.32	16.67	40.00
そ の 他	0.00	11.11	22.22	14.29	6.25	22.22	12.5	14.29	36.84	4.17	0.00

注：その他の中には、成人施設へのケース移管も含まれる
出所：表2-1と同じ

場合には家庭へ、家庭に戻れない場合には養護施設等への措置変更にと考えられる。

里親委託からの措置変更もパーマネンシーケアの視点に立った自立支援計画を作成することが求められる。

第4章 養護施設における退所理由の分析

ここでは、県内の某養護施設の平成9年～19年で約110名の退所児童の退所形態⁵⁾、入所期間、退所時の属性等に単純集計及びクロス集計を行い、養護施設の退所の特徴に考察する。

4.1 単純集計結果

今述べたように、退所時の属性、入所期間、退所形態の単純集計に基づいて分析することにする。

4.1.1 退所時の属性

このような調査は、従来は、未就学、小中高等学校という項目で分析するのが多いが、ここでは、小中高校を卒業時と在学中と分け、7項目すなわち未就学、小学校在学時、小学校卒業時、中学校在学時、同校卒業時、高校在学時（その他を含む）、高校卒業時（職業訓練校含む）に分ける。表4-1のようになった。

未就学での退所が最も多く約25.9%、続いて小学校在学時の約21.3%、高校卒業時の約17.6%等の順になっている。卒業時の退所は約29.6%であった。小中高校の在学

表4-1 退所時の属性

単位：%

未就学	小学校 在学時	小学校 卒業時	中学校 在学時	中学校 卒業時	高 校 在学時	高 校 卒業時
25.93	21.3	6.48	12.04	5.56	11.11	17.59

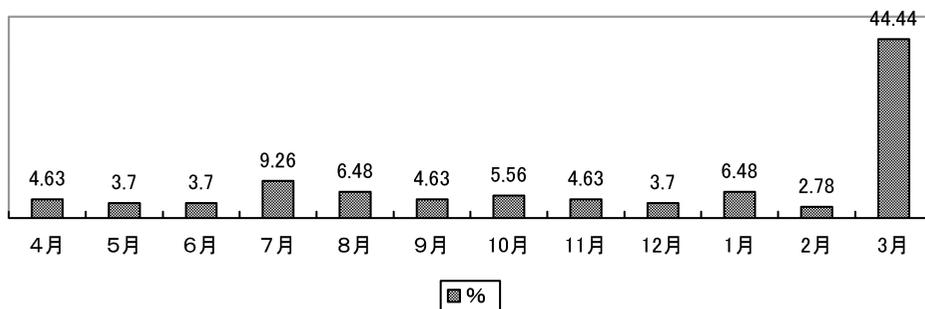


図4-1 月別の退所児童の比率

時の退所は約44.4%である。

さらに、月ごとの退所を見ると図4-1のように、3月が最も多く約44.4%で、7月の約9.3%で、8月と1月の約6.5%であり、合計すると約66.7%である。

これらの月は、学期の節目の月であり、転校の手続き等を行う際にも好都合になる。

4.1.2 入所期間

入所期間については、6ヶ月未満、1カ年未満、5ヶ年未満、10カ年未満そして10カ年以上にわけて集計し、表4-2のような結果になった。

表4-2 入所期間

単位：%

6ヶ月未満	1カ年未満	5ヶ年未満	10カ年未満	10カ年以上
25.85	6.48	37.04	23.15	6.48

入所期間については5ヶ年未満が約37.0%で最も多く、6ヶ月未満の約25.9%そして10カ年未満の約23.2%の順になっている。入所期間が5ヶ年未満での退所は約69.4%である。また10カ年以上在籍して退所した児童も約6.5%もいる。

4.1.3 退所形態

退所形態は、入所理由すなわち入所に至った問題等が解決または社会資源等を用いて軽減されて退所した問題解決型家庭復帰、里親委託が決定し、措置変更で里親委託になった里親委託、卒業時に就職、進学が決定し、退所した卒業就職解除、兄弟姉妹を同一施設で生活させるための他の養護施設へ措置変更及び障害系施設等への措置変更等の種別施設への措置変更、入所理由が未解決のまま保護者の強い引き取り希望や家庭復帰によって退所した問題未解決型家庭復帰や子どもの問題行動で自立支援施設への措置変更そしてこれらに該当しないその他に分類し、集計した結果が表4-3の

表 4-3 退所形態

単位：%

問題解決型 家庭復帰	里親委託	卒業 就職解除	種別施設へ の措置変更	未解決型 家庭復帰	問題行動 措置解除	その他
25.93	5.56	20.37	4.63	38.89	3.7	0.93

通りである。

問題未解決型家庭復帰が約25.9%であり、卒業就職解除が約20.4%、里親委託の約5.6%そして種別施設の措置変更の約4.6%であり、合計約56.5%である。これらは施設入所の根拠が消滅し退所したことを意味して考えられる。しかし 問題が未解決のまま措置変更、措置解除が約42.6%になっている。また家庭復帰した児童は全体の約64.8%であるが、そのうちの60%が入所に至った問題が未解決のまま家庭復帰していることになる。

4-2 クロス集計結果

ここでは、退所形態、退所時の属性、入所期間をクロス集計して考察する。しかし退所形態と退所時の属性のクロス集計に関しては問題解決型家庭復帰と問題未解決型家庭復帰についてのみクロス集計を行い、考察することにする。

4-2-1 入所期間と退所時の属性

入所期間の単純集計では、5ケ年未満の入所期間が約69.4%、5ケ年以上が約30.7%であったので、入所期間が5ケ年未満と5ケ年以上に分け、退所時の属性とクロス集計する。

未就学に関しては、すべて5ケ年未満で退所している。入所期間が5ケ年未満で

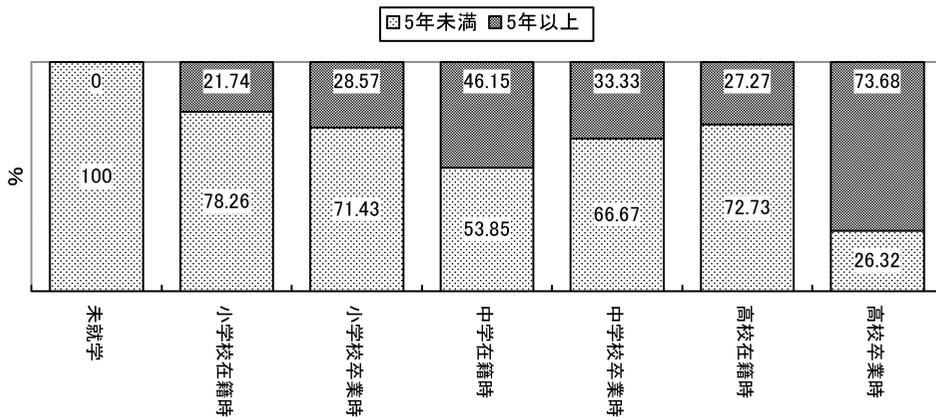


図 4-2 退所時の属性と入所期間のクロス集計 (1)

70%を超える退所時の属性は小学校在籍時及び小学校及び高校在学時である。退所形態に関係なく、年齢が低ければ低いほど短い入所期間で退所する傾向にある。そして中学卒業時において入所期間が5ヶ年未満で退所したが約66.7%になっている。これは、中学校卒業を契機すなわち進路選択によって退所かそのまま在籍するかで退所という結論に達したのが約66.7%であるということになる。

中学校卒業時に入所期間が5ヶ年未満であっても高校卒業時まで在籍すれば入所期間が5ヶ年を超えることになり、高校卒業時の5ヶ年以上で退所したのが約3/4に達し、高校在籍中に何からの理由で退所せざるを得ない状況になったため5ヶ年未満で退所した高校生が約72.7%もいたことになる。

4-2-2 入所期間と退所形態のクロス集計

では、入所期間と退所形態の関係はどのようになっているか。前述した退所形態と入所期間を5ヶ年未満とそれ以上で考察する。

表4-3 退所形態

単位：%

	問題解決型 家庭復帰	里親委託	卒業 就職解除	種別施設へ の措置変更	未解決型 家庭復帰	問題行動 措置解除
5ヶ年未満	64.29	83.33	31.82	100.00	90.48	75.00
5ヶ年以上	37.71	16.67	68.18	0.00	9.52	25.00

5ヶ年未満で入所に至った問題が解決、軽減して退所したのが、約64.3%であり、5ヶ年を超えて問題が解決、軽減したのは約37.7%になっている。また 里親委託に関しては入所期間が5ヶ年未満で実施されたのが約83.3%であった。卒業就職解除は、4-2-1で述べたように約7割が5ヶ年以上在籍したのち就職している。

しかし 入所に至った問題が未解決のまま5ヶ年未満の入所期間で退所に至ったのが約90.5%であり、入所後何らかの問題行動を起こし、措置変更されたのが75%である。問題未解決型家庭復帰は、施設での対応の問題も考えられるが、それ以上に入所に至る経緯の中で合意形成が保護者と児童相談所の間で行われなかった可能性が高かったのではないかと考えることもできる。

4-2-3 問題解決型家庭復帰及び未解決型家庭復帰と退所時の属性のクロス集計

ここでは、退所時の属性と家庭復帰における問題解決型家庭復帰と未解決型家庭復帰をクロス集計したが図4-3である。

小学校卒業時までは、問題解決型家庭復帰と未解決型家庭復帰はほぼ半々であるが、

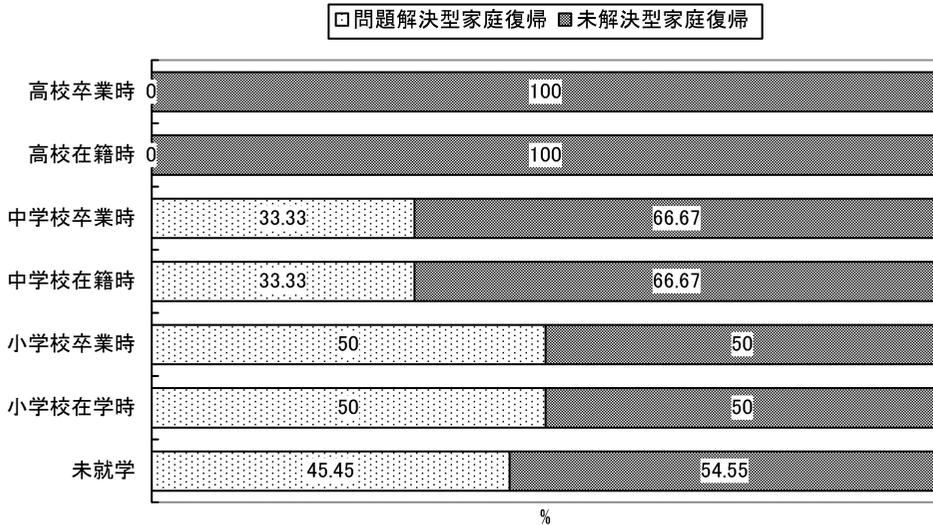


図 4-3 問題解決型家庭復帰及び未解決型家庭復帰と退所時の属性のクロス集計

中学校在籍時以降は、未解決型家庭復帰が多い。

入所時の子どもの年齢が高齢化すればするほど入所に至った問題を未解決のまま家庭に戻ってしまう可能性が高いことを4-2-2とここでの数値によって言えるのではないだろうか。

また 低年齢における入所においても入所という措置に納得がいかないケースも少なくないということも言えるだろう。

第5章 まとめ

乳児院を除く、養護施設や自立支援施設において退所における家庭復帰の比率が年々増えてきている。しかし 第4章で考察したように、入所に至った問題が解決、軽減されて家庭復帰と未解決のまま家庭復帰があり、前者が約25.9%、後者が約38.9%であった。そして高年齢での入所及び入所期間が5ヶ年未満の場合に未解決のまま家庭復帰する可能性が高い。さらに低年齢での入所においても未解決のまま家庭復帰することも少なくない。

前々号⁶⁾の筆者が報告したように、未解決のままの家庭復帰ケースの入所理由は多種多様であり、入所の妥当性を如何に保護者に理解されるか言い換えれば合意形成をどのようにするかが今後の課題であると思われる。

里親委託における家庭復帰や措置変更も増加傾向にある。これは何らかの理由によって里親不調になり、家庭に戻ったりあるいは家庭に戻れない場合には養護施設等へ

の措置変更になる。社会的養護の方向性としては今後家庭的養護が中心になっていく中で如何に里親委託を支援していくかも緊急かつ重要な課題である。

不本意な形での家庭復帰した子どもは、家庭に戻っても要保護児童であることには変わりはない。家庭に戻った要保護児童を如何にして社会的養護のネットワークの中に留めさすかそしてそのためのネットワークの形成を構築していくことが継続的かつ総合的な支援に繋がるのではないだろうか。

注

- 1 拙著 2008年『児童養護施設における入所理由と退所理由の関係について -某児童養護施設の調査より-』 新島学園短期大学紀要第28号 p 71～90
拙著 2009年『児童養護施設における入所理由と退所理由及び入所期間の関係について -某児童養護施設の調査より その2』
新島学園短期大学紀要第29号 p 129～148
- 2 拙著 2010年『群馬県における社会的養護の現状 その1 -社会的養護の入所の現状-』
新島学園短期大学紀要第30号 p 119～144
- 3 第62回全国児童養護施設長研究協議会別冊資料 2008年
- 4 2007年に当時の施設長の許可を得て、入所決定通知書、退所決定書、統括主任への上記に関する聞き取り調査を実施する
- 5 拙者 (1)前掲書参照
- 6 拙者 (1)前掲書参照